

「放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数：47 件（法人：44 件、個人：3 件）

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

○法人 【44 件】（提出順）

株式会社五島テレビ、株式会社テレビ愛媛、一般社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、株式会社高知放送、株式会社岐阜放送、株式会社ニッポン放送、株式会社テレビ朝日、株式会社CBCラジオ、読売テレビ放送株式会社、株式会社文化放送、株式会社radio、東海ラジオ放送株式会社、長野エフエム放送株式会社、株式会社TBSラジオ、JCOM株式会社、株式会社テレビ東京ホールディングス、中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ、西日本放送株式会社、株式会社TBSテレビ、朝日放送ラジオ株式会社、北海道テレビ放送株式会社、株式会社テレビ北海道、関西テレビ放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、一般社団法人衛星放送協会、朝日放送テレビ株式会社、株式会社エフエム東京、スカパーJSAT株式会社、株式会社中国放送、北海道放送株式会社、株式会社MBSラジオ、株式会社フジテレビジョン、株式会社STVラジオ、東海テレビ放送株式会社、山口放送株式会社、鹿児島テレビ放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、株式会社J-WAVE、株式会社毎日放送、株式会社鹿児島読売テレビ、株式会社アイキャスト、株式会社南日本放送、株式会社FM802

○個人 【3 件】

■「放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集」
に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全体的事項について			
1	改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定してい	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	ます。地上テレビ放送の放送ネットワーク維持が喫緊の課題であるため、今回、地上テレビ放送に主眼を置いて放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、地上テレビ放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて基本的に賛成します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	
2	地上テレビ放送の放送ネットワークを維持するため、放送法施行規則の改正とガイドラインを策定することによって、放送のブロードバンド代替を経営の選択肢とすることについて基本的に賛同します。 【株式会社TBSテレビ】	無
3	改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定しています。全国を上回るスピードで人口減少が進んでいる北海道においても、放送ネットワークの維持は喫緊の課題です。 今回、地上テレビ放送に主眼を置いて放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて基本的に賛成します。 【北海道放送株式会社】	無
4	喫緊の課題である地上テレビ放送のネットワーク維持のため、改正放送法において、地上テレビ放送のブロードバンド等による代替を経営の選択肢に加える制度整備が図られたことを受けて、実際の円滑な運用にあたっての省令及びガイドラインの策定は、時宜を得たものであり、賛成します。 【株式会社テレビ朝日】	無
5	ブロードバンド代替等が、地上波テレビ局の経営の選択肢	無

	に加えることが可能となることに賛同する。 【読売テレビ放送株式会社】		
6	放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、放送ネットワークの維持に向けて、地上テレビ放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて賛同します。 【株式会社フジテレビジョン】		無
7	改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定しています。地上テレビ放送局、とりわけローカル局にとっては放送ネットワークの維持が喫緊の課題です。今回、放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、地上テレビ放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて基本的に賛成します。 【東海テレビ放送株式会社】		無
8	「我々は、地域における重要な情報インフラとしての責務を果たすべく、日頃より中継地上基幹放送局の整備および維持管理に努めております。 しかしながら、昨今の設備の老朽化に加え、更新コストの増大や技術人材の確保難といった課題が顕在化しており、企業経営に対し著しい負担となっております。 このたびの放送法改正により、「廃局」に係る要件が明示されたことは、ブロードバンド等の代替手段による放送継続の可能性が制度的に示されたものと同意します。 とはいえ、代替措置の実施には、受信環境の調査や住民への周知・説明をはじめ、設備の新設や既存機器の撤去等、多岐にわたる業務対応とそれに伴う費用負担が不可避であり、	本案は、地上基幹放送事業者がやむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する際の受信者保護規律（以下「本制度」という。）を整備するものであり、本制度に従って提供される代替的視聴手段やその提供に係る費用負担の在り方については、中継局の維持・廃止含めて放送事業者において検討すべきものです。 なお、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」という。）による改正後の電波法（昭和25年法律第131号）では、特定周波数変更対策業務を拡充し、無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事等に要する費用への給付金の支給等を可能としたところであり、周波数割当計画等の変更など必要な条件も含めて検討してまいります。	無

	特にローカル放送局にとっては極めて大きな負担となることが予想されます。また、視聴者に追加的な使用料の負担をかけることには反対ですが、地上基幹放送事業者の負担も限度があり、NHKの協力義務とあわせて共同利用の強力な推進にも期待します。 【株式会社テレビ愛媛】		
9	放送局の現実的な運営状況、地域社会への貢献、災害情報提供の社会的使命等を勘案し、受信者保護と事業持続可能性の双方を両立する制度設計とすることを要望いたします。 特に、地方小規模局における費用負担や説明責任、合意形成等の負担が過大とならないよう、国の広報支援や自治体への協力要請の明記を求めます。 【株式会社ニッポン放送】	総務省としては、本制度について周知等するほか、今後も地上基幹放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、本ガイドラインについても、適時適切に見直しを行っていく予定です。	無
10	放送事業者の放送ネットワーク維持の取り組みに対して、総務省の積極的な関与と、将来にわたっての持続的な助成・支援を要望します。 【株式会社テレビ北海道】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
11	地方基幹放送事業者が果たしてきた「あまねく努力義務」を踏まえ、中継局を廃止せざるを得ない場合に、引き続き視聴できる措置を講じるよう、新たな「努力義務」を設ける趣旨は理解いたします。視聴継続という「受信者（視聴者）の利益」を優先するためには、初動段階から総務省等の関係省庁や地元自治体と密に連携して臨むことが、現実的な選択肢だと思われます。円滑な移行に向けて、手続きや費用の負担が足かせにならないよう、公的機関の関与・協力をお願いするものです。この点、放送事業者を取り巻く環境、ローカル局固有の事情等に鑑み、視聴継続措置ガイドライン等の制度運用のみならず、今後の放送施策全般に反映させていただき	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無

	ますよう要望します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】		
1 2	一方、ラジオ放送については、先行して実施している「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」との整合性を保つに留まっており、さらなる検討や措置が必要です。総務省はラジオ放送事業者の意見を汲み上げたうえで、今後の制度整備に反映していただくよう、強く要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	r a d i k o等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、２回目の「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じＦＭ転換を可能とする制度整備の際に措置するものと考えます。	無
1 3	今回の放送法施行規則の改正とガイドラインの策定において、ラジオ放送につきましては現在実施されている「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」との整合を図るにとどまっており、これに加えてさらなる検討および追加的な措置が必要であると考えます。つきましては、総務省におかれましては、ラジオ放送事業者の声や実情を十分に踏まえた上で、今後の制度整備に的確に反映していただくよう、要望いたします。 【株式会社文化放送】		無
1 4	ラジオ放送については、先行して実施している「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」との整合性を保つに留まっており、さらなる検討や措置が必要です。 総務省はラジオ放送事業者の意見を汲み上げたうえで、今後の制度整備に反映していただくよう、強く要望します。 【株式会社ＴＢＳラジオ】		無
1 5	ラジオ放送については、代替的視聴手段としてＩＰユニキャスト配信であるr a d i k oに関する規定など、さらに制度の整備を進めていただくよう要望します。 【株式会社ＴＢＳテレビ】		無
1 6	一方、ラジオ放送については、さらなる検討や措置が必要と考えます。総務省はラジオ放送事業者の意見を丁寧に汲み		無

	上げたうえで、今後の制度整備に反映していただくよう、強く要望します。 【北海道放送株式会社】		
17	ラジオ放送については、「AM局の運用休止に係る特例措置」との整合性を保つに留まっており、特例措置に参加していない局も含めたラジオ放送事業者の意見を汲み上げた上で、今後の制度整備に反映して頂くよう、強く要望します。 【株式会社STVラジオ】		無
18	民放各局様におかれましては、近年、広告収入が他メディアへと分散し減少傾向にある現状については、十分に理解しております。 本意見は、地上基幹放送の中継局廃止に伴う視聴継続措置に関して、離島における視聴環境の保全と、視聴者保護の観点から、以下の点を要望するものです。 ○視聴困難地域における補完措置の必要性 中継局の廃止により、長崎県五島市をはじめとする離島地域では、受信環境が著しく悪化する恐れがあります。 特に春から初夏にかけてのフェージング発生により、安定した地上波受信が困難になるため、海底ケーブルによる信号伝送が必須となる。 久賀島・奈留島・杵島については、複数の通信事業者が敷設した海底ケーブルを利用し、放送波を安定して送信しております。 しかし、五島市内には他も二次離島が存在し、海底ケーブルを利用できないため、嵯峨島、赤島、黄島、前島などの2次離島は中継局・親局からの直接受信に依存しており、廃止されると放送の継続が不可能となる島が存在します。	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、本ガイドラインの内容も踏まえ、適切に視聴継続措置が講じられることを期待するものです。 その他、海底ケーブルに係る支援等に係る御意見については、今後の参考として承ります。	無

	具体的には、嵯峨島（三井楽局）、赤島（福江局）がそれにあたり、黄島および前島（いずれも長崎局）はフェージングが多発局しています。 ○NTT西日本への海底ケーブル開放要請の支援 当社からも相互接続部に嵯峨島、黄島、赤島の海底ケーブル開放を要請しているが、物理的な空芯不足を理由に断られており、WDM方式の早期導入を望みます。 ○設備負担に対する公的支援の要請 海底ケーブル設置・運用にかかる費用は地域事業者の大きな負担であり、国による費用の一部補助を要望します。 ○スピルオーバーの減少に伴う地域外再送信基準の見直し 現在スピルオーバー地域とされている地域においても、中継局の廃止によりその条件を満たさなくなる可能性が高く、これまで視聴可能であった福岡の民放放送が受信できなくなるといった事態が予想されます。 地域外再送信の同意基準を全国的に統一するよう要望します。 【株式会社五島テレビ】		
19	視聴継続措置として用いられる代替的視聴手段への対応については、地上波テレビ放送のデジタル化の時を参考に、地上基幹放送事業者が個別に対応するのではなく、同じエリアで放送する事業者が一体となって対応することが負担を減らすことに繋がり、それが視聴者の利便につながります。エリアの放送事業者が一体となった取り組みに対して、総務省が協力することを望みます。	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無

	また、放送事業者と権利者との間で解釈のずれがあり、処理が困難となるような場合には、関係省庁が連携して適切に仲介し、解決に尽力すること、地域住民への説明にも総務省の協力を要望します。 【中部日本放送株式会社及び株式会社ＣＢＣテレビ】	なお、御指摘のような地域の放送事業者が一体となって視聴継続措置に取り組むことを想定し、本案の放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 86 条の 3 第 6 項等を規定しているところです。	
20	「地域限定同時配信」の今後の受信環境の在り方について意見を述べる。 地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置において、住居などに固定的に設置される受像機に対する視聴継続措置が最重要であることに異論はない。 その上で「地域限定同時配信」が、特定の地域内に固定的に設置される受像機以外でも視聴できる仕組みの構築が重要で、車載などの移動受信や、災害発生時の仮設受信などへ配慮されることが望ましい。 具体的には、セットトップボックスやＵＳＢデバイスなどの追加的な装置によって受信できる仕組みだけに留まらず、すでに一般的になりつつあるコネクテッドテレビだけで、「地域制御」をした上で受信できるようにするとともに、車載受像機においても、「地域限定同時配信」対応のコネクテッドテレビが普及するよう、視聴環境の整備が必要だ。総務省には、受像機メーカーや関係団体への継続した働きかけをお願いしたい。 【読売テレビ放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 地上デジタルテレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合におけるその品質・機能の水準については、本ガイドラインにおいて「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の検討結果を踏まえ、放送に準じて視聴者が受容可能なものであることを要件としています。当該配信サービスに係る受信端末については、当該要件を踏まえつつ、放送事業者において、必要に応じて検討を進めるべきものと考えます。	無
21	本件に関して、賛成ではあるが、追加的な取り組みとして以下の 2 つを要望する。 地上波テレビ放送の中継局廃止に伴う視聴継続措置に関しては、衛星放送を補完的に活用すること。 具体的には、民放に関しては、災害時において、キー局が予	本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、衛星放送を地上波放送の代替手段の一つとすることについては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ」において検討が進められ、同検討会の 3 次取りまとめとして各種課題について整理さ	無

	め確保しておいた帯域を活用して、被災地の放送局をサイマル放送する臨時のＢＳ又はＣＳチャンネルを開設・運用することが可能か検討することが望ましい。 ＮＨＫに関しては、平時は首都圏放送センターの放送を、災害時は被災地の放送局の放送をサイマル放送するＢＳチャンネルを開設することが望ましい。当該チャンネルについては、放送法第 20 条第 5 項の趣旨及びＮＨＫが多様な手段を用いて正確で良質な情報・コンテンツを伝達する役割を担っていることを踏まえ、原則として地域による視聴制限は掛けない形で、かつ常時放送すべきである。 ラジオ放送の中継局廃止に伴う視聴継続措置に関しては、総務省と放送局が連携して広報活動を強化すること。具体的には、定期的に実施している「ワイドＦＭ広報強化期間」において、ＡＭ局廃止及びＦＭ転換に関して理解を増進する情報及び周波数が 98.9MHz まで拡大された旨を盛り込むことが望ましい。 なお、本年は意見提出の段階で、総務省制作のワイドＦＭの広報ポスターは各所に掲出されているが、Ｗｅｂ動画が制作されていない。ＹｏｕＴｕｂｅでは例年 100 万回程度再生されており、国民に好評であると考えられるので、可能ならば本年以降も制作をお願いしたい。 【個人 1】	れたところです。 衛星放送の災害時の活用等については、「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」において検討を行っています。 後段のワイドＦＭに関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。	
22	意見の趣旨 総務省が推進されている電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に向けた省令案等を契機に、現行の電波による放送インフラと、急速に普及するインターネットインフラの役割を再整理し、それぞれの強みを最大限に活かした効率的か	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	つ持続可能な視聴環境の構築を進めるべきであると考え、以下の意見を提出いたします。 背景と課題 地方の人口減少、広告収入の減少、放送設備の維持費用の高騰、技術者不足といった複合的な要因により、地上基幹放送の中継局を維持・更新することが困難になっています。地上デジタル放送への完全移行から約 15 年が経過し、多くの小規模中継局で更新期限が到来しており、その維持管理コストの合理性が問われています。 一方で、光回線やW i - F iなどの技術進展によりインターネット経由でのコンテンツ配信が普及し、視聴手段が多様化しています。今回の法改正で「地域限定同時配信」といったインターネットを活用した代替手段が明記され、中継局廃止の際には代替手段を講じる努力義務が導入されたことは、この変化を認識し、インターネットの活用を進める方向性を示していると理解しています。 上記の背景を踏まえ、電波のインフラとインターネットのインフラについて、以下の通り整理を進めることを提言いたします。 ・電波インフラの役割の再定義と最適化： 電波による放送は、災害時における情報伝達の強靱性や、不特定多数への同時同報性といった特性から、今後も社会的に重要な役割を担い続けるべきです。 しかし、全ての地域で従来通りの中継局網を維持することは現実的ではないため、今後は電波インフラの維持・更新を、その特性が最大限に活かされるべき地域や機能に重点化		
--	--	--	--

	し、その役割を再定義することが必要です。例えば、大規模災害時における情報保障、地理的にインターネット環境の整備が困難な地域への最低限の提供、または高齢者などデジタルデバイス対策としての中核的な役割に特化することが考えられます。 ・インターネットインフラの積極的な活用と位置づけの明確化： 都市部や光回線・ブロードバンド環境が整備された地域においては、インターネットを通じたコンテンツ配信（配信サービス）を、放送番組の主要な視聴手段の一つとして積極的に位置づけるべきです。 「地域限定同時配信」などの取り組みをさらに推進し、インターネットインフラを既存の電波インフラを補完し、あるいは代替する重要な手段として明確に位置づけることで、より効率的かつ多様な視聴環境を整備することが可能となります。 【個人2】		
23	別紙3のガイドライン案において、廃止する中継局の代替的視聴手段として、IPユニキャストの記載があるが、一視聴者としては、録画方法や台数等、現行放送から著しく利便性が低下し、受け入れ難いと感じている。また、マルチキャストについても現在所有している録画機と同数が支給されないと受け入れられない。 総務省としては、1軒でも代替手段を受け入れることができない世帯があった場合、中継局の廃局は認めない方向でお願いしたい。 【個人3】	代替的視聴手段として提供される配信サービスは、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」における議論を踏まえ、同検討会の第3次取りまとめ（令和6年12月13日公表）に沿って、適切に提供されることが適当であり、放送事業者がやむを得ず中継局を廃止しようとする場合には、本ガイドラインの内容も踏まえ、適切に視聴継続措置が講じられることを期待するものです。	無

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令案について			
省令案全般について			
24	今次改正とガイドライン制定は、放送の二元体制の維持を前提にしています。中継局廃止時の「視聴継続措置」実施に当たり、放送事業者の費用負担や手続きが過度なものとならないことを強く要望します。特に厳しい経営環境にある地方局の事情も踏まえ、総務省・自治体の十分なサポートを期待します。 【日本テレビ放送網株式会社】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
認定証デジタル化について			
25	弊協会の会員社の大半は、「現に基幹放送の業務の認定を受けている者」にあたります。 したがって、特段の手続きの必要なく、認定証のデジタル化の運用の施行日を迎えることとなります。 施行日前に、総務大臣から、認定記録の作成、認定番号、暗証番号が通知されることとなりますので、通知の発信前に、「基幹放送認定証のデジタル化の運用」に関し会員社向けに丁寧なご説明を行っていただくよう要望します。 【一般社団法人衛星放送協会】	総務省として、制度改正の内容等の適切な周知広報に努めてまいります。	無
施行規則第86条の3関係			
26	ラジオ放送における視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の個別の事情、経営体力に配慮した形で、ラジオ各社に過度な負担とならないように具現化することを要望します。 【株式会社エフエム東京】	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無
別表第21号の5について			
27	民放連は「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第29回会合（2024年8月19日開催）において、	r a d i k o等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得	無

	「ラジオ中継局のＩＰユニキャスト（radikoを含む）による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」と要望しました。 総務省において検討を進め、ラジオ中継局を廃止する際の代替的視聴手段として、radiko等のＩＰユニキャスト配信を追加するよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	るかについては、2回目の「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じＦＭ転換を可能とする制度整備の際に措置するものと考えます。	
28	放送法施行規則第86条の3に定める「代替的視聴手段」について、別表第21号の5では、ラジオ放送に関してＦＭ補完放送のみが例示されています。 しかしながら、経済合理性の観点から、やむを得ずＡＭ中継局を廃止する際に、代替として新たにＦＭ中継局を開設することは、設備投資や運用コストの面から非常に困難です。 このため、radiko等の別の代替手段についても、その普及状況を踏まえたうえで、経営上の実行可能な選択肢となるよう、強く要望いたします。 【株式会社岐阜放送】		無
29	「ＦＭ補完放送」が視聴継続措置の代替手段として明記されたこと評価いたします。一方で、radiko等の配信サービスが視聴継続措置の有効な代替手段として位置付けられておらず、各放送局が個別に検証・実証を行う必要が生じかねない状況が危惧されます。 特にradikoによる配信サービスは既に広く普及・受容されており、実効的かつ合理的な手段であることから、正式に視聴継続措置の選択肢として位置付けることを強く要望いたします。		無

	【株式会社ニッポン放送】		
30	改正放送法第92条第2項は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の公表について努力義務を定めています。 AM中継局の廃止に係る視聴継続措置について、別紙1、省令案の十八頁、別表第二十一号の五「二 ラジオ放送関連」では「FM補完放送」のみとなっており、経営の選択肢が非常に限られております。AM中継局廃止のために新たにFM補完中継局を置局することは、設備投資および経費の更なる増加となるため、現在のラジオ局経営において困難極まりない選択肢となっております。 ラジオの視聴継続措置につきましても、radikoを含む配信等を代替として追加するよう強く要望いたします。 【株式会社CBCラジオ】		無
31	ラジオ中継局の廃止に伴う代替手段に、radiko等のIPユニキャストによる配信を追加していただくよう要望いたします。 【株式会社文化放送】		無
32	ラジオ放送関係に「ラジコ」の追加を検討いただきますようお願いいたします。 【西日本放送株式会社】		無
33	ラジオ中継局を廃止する際の代替的聴取手段として、radiko等のIPユニキャスト配信を追加するよう要望します。 【北海道放送株式会社】		無
34	北海道のラジオ放送のカバーエリアは、他の地域と比較すると非常に広く、現状のAM局によるカバーをFM局で実現		無

	する為には、ＡＭ局を上回る数の中継局が必要となります。 その設備投資は現状のラジオを取り巻く環境では、経営努力を超える負担となる為、非常に困難です。 また、将来的には、現状のＡＭ局の設備を維持できず、廃止せざるを得ない事も考えられます。 ＡＭ局を廃止する際の代替的聴取手段として、ｒａｄｉｋｏ等のＩＰユニキャスト配信も追加するよう、要望します。 【株式会社ＳＴＶラジオ】	
35	改正放送法では、ラジオ放送に関する視聴継続措置の代替手段がＦＭ補完放送に限定されています。 しかし、極めて厳しい経営環境下にあるＡＭラジオ事業者が、経済合理性の観点から止むを得ずＡＭ中継局を廃止するためにＦＭ補完中継局を別途設置すれば、設備投資費や維持費などの新たな負担を抱えることになってしまいます。 「ｒａｄｉｋｏ」による配信サービスは、実効的且つ合理的なラジオ聴取手段として既に広く認知され普及が進んでいます。つきましては「ｒａｄｉｋｏ」を視聴継続措置の代替手段に加えた制度を整備して頂きますよう強く要望致します。 【東海ラジオ株式会社】	無
36	『デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第３次）』の「第３章 ラジオ放送における経営の選択肢」においては、特例措置に関し、「世帯・エリアカバー率の算出に当たり、聴取の実態を反映してｒａｄｉｋｏ等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和することが適当である」「近年においては、ｒａｄｉｋｏ等のラジオ番組のインターネット配信によっても、それらが聴取されている実態がある」と言及されていま	無

	す。 これらの記述を踏まえ、今後ラジオ送信所を廃止する際の代替聴取手段として、radio等によるIPユニキャスト配信を制度上明確に位置づけることを要望します。 【札幌テレビ放送株式会社】		
地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドラインについて			
ガイドライン全体について			
37	NHKは、放送法の「あまねく義務」を前提に、より効率的な伝送網を構築し放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減することで、二元体制を維持するとともに、中期経営計画で掲げた「情報空間の参照点」の提供、「信頼できる多元性確保」への貢献を果たしていく所存です。 NHKとしては、本ガイドラインを踏まえ、「あまねく義務」に基づき、代替的視聴手段も含めた放送ネットワークの維持に引き続き努めていきます。一方で、民間放送を含めた放送の二元体制をとりまく環境は、人口減少の加速化や地域の過疎化、放送設備の維持費用の高騰、技術的知見を有する人材の不足といった複合的な理由により、いっそう厳しくなっており、条件不利地域の地上放送ネットワークを放送事業者のみで維持し続けていくことの困難性が増しています。 代替的視聴手段への移行にあたっては、地域における多元性確保や視聴者負担の軽減を目的に、NHKとしても放送法に定められた民間放送事業者への協力義務も含めて適切に対応してまいりますが、視聴者のみなさまにご理解いただくために必要な体制や中継局廃局時の撤去コスト、初期段階における設備投資など、放送事業者全体での事業設計が課題となります。 総務省、地元自治体など行政機関による長期的な支援措置を	本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無

	要望します。 【日本放送協会】		
38	改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定し、本ガイドライン案では地上基幹放送事業者が取ることが望ましい対応について解説しています。 地上テレビ放送の放送ネットワーク維持に向けては、現に視聴されている受信者の保護は極めて重要であるとともに、地上テレビ放送事業者にとっての経済合理性の確保も不可欠です。総務省においては、放送事業者による放送ネットワーク維持の取り組みに積極的に関与し、その取り組みに対し、将来にわたり必要かつ十分な助成及び支援を実施されるよう強く要望します。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】		無
39	ローカル放送局がラジオ中継局を休止する上で、インターネット技術を活用したradikoを放送の代替手段として位置付けることは、合理的な措置であると考えます。つきましては、今後ますます普及が進むインターネットを公式なラジオ放送の代替手段として法的に位置づけ、中継局廃止による聴取者への影響を最小限に抑制するよう、強く要望いたします。 【株式会社中国放送】	radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じFM転換を可能とする制度整備の際に措置するものと考えます。	無
第1章 はじめに (1) 本ガイドラインの目的			
40	中継局の代替を進める中で、指摘されているような環境の変化などに伴い、新たな課題が生じることも想定されます。 「受信者保護規律についても、そのような状況を反映した	本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、今後のガイドラインの見直し・更新に当たりまして、幅広い意見を踏まえて検討することが適当であると考えます。	無

	ものとする必要がある」という指摘は重要であり、実情に沿ったガイドラインになることが望ましいと考えますので、「適時適切に見直しを行っていく」ことに賛同します。 見直しに際しては、放送事業者の意見も十分に考慮されることを要望します。 【株式会社テレビ朝日】		
4 1	「今後も地上基幹放送の取り巻く環境の変化や新たなサービスの登場、関連する法規が変更されていく可能性がある」ことから、本ガイドラインについて「適時適切に見直しを行っていく」としていることに賛同します。見直しの際には放送事業者側の意見を聞き取り、反映させることを希望します。 【株式会社フジテレビジョン】		無
4 2	本ガイドラインの導入により、地上基幹放送事業者がブロードバンド代替等に移行する際の手順が明確になり、代替的視聴手段への移行を混乱なくスムーズに進めることが出来るものと考えます。一方、本ガイドラインは「望ましい取組」を示すものであり、放送事業者が代替手段を利用する際には、地域・個別事情に応じた柔軟な対応が可能であると考えます。 【関西テレビ放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
第2章 視聴継続措置の実施（法第92条第2項関係） （1）制度趣旨			
4 3	本案では、制度の趣旨として、地域の人口の減少や、広告収入の減少、放送設備の維持費用の高騰、技術的知見を有する人材の不足等、放送を取り巻く環境の変化に伴い、全国各地に設置してきた中継局の維持・更新が放送事業者の負担となってきた、という認識が示されています。このうち広告費減	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	少、設備維持費用の高騰といった経済的困難性は、とりわけ民間放送事業者にとって大きな課題であり、それらを勘案する本制度の趣旨に賛成します。そして本ガイドラインが適用されるケースにおいては、制度の趣旨で指摘されている放送事業者の負担に鑑みて、民間放送事業者の経済的負担が増加しないよう、強く要望します。 【株式会社毎日放送】		
4 4	放送事業者として「中継局を可能な限り維持する責務」は負うべきものですが、例えば鹿児島は南北約 600 km の県域に大小の有人離島が点在し、NHK と民放 4 局が中継局の維持・更新を分担してなお、事業者負担の重さに悩まされています。風水害や地震、火山噴火が頻発する条件不利地域であり、地政学的な重要性も高まっているエリアであるだけに、より円滑な代替措置への移行が肝要と思われます。 例えば本文の末尾に「受信者の利益の保護を優先する観点から、関係省庁や地方自治体と密に連携するものとする」といった一文を追記していただきますよう要望します。 【株式会社鹿児島読売テレビ】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
4 5	本案では、制度の趣旨として、地上基幹放送事業者が中継局をやむを得ず廃止する際の規律であるところ、地上基幹放送事業者は、同条第 1 項に基づき、その基幹放送をあまねく受信できるように努め、その受信を可能とするために設置した中継局を可能な限り維持する責務は引き続き負う、と改めて示されています。中継局を維持するには、構成する機器類が安定供給されることが必要不可欠ですが、市場原理によって機器調達が困難になることも危惧されます。基幹放送事業者が中継局を維持する意思があるにも関わらず、上記要因等によって阻害されることがないよう、中継局の維持が可能な環境が	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	整えられることを強く希望します。 【株式会社毎日放送】		
(2) 法律条文解説 ②「地域の人口の著しい減少その他の理由により、…やむを得ず廃止するとき」			
4 6	中継局の共同利用制度は、運用・維持コスト軽減を約束する手法ではないと考えます。整備された制度（中継局の共同利用）は選択肢の1つと理解するので、文面を「中継局の共同利用により中継局の維持コストの負担軽減を図るなど」ではなく、「中継局の共同利用などを利用し、中継局の維持コスト負担軽減に努め、」に変更したほうがよいと思います。 【西日本放送株式会社】	御指摘の本ガイドラインにおける「令和5年に成立した放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）によって可能となった中継局の共同利用により中継局の維持コストの負担軽減を図るなど」との記述箇所については、「など」としてありますとおり、放送法（昭和25年法律第132号）第92条第1項の趣旨を踏まえた中継局の維持方策の一つとして例示的に示したものとなります。	無
④当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域			
4 7	各中継局の放送区域と基幹放送を受信できなくなる地域は必ずしも一致しないことから、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある旨を解説していますが、地上基幹放送事業者だけでなく、総務省も連携して把握に努める必要があります。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
4 8	各中継局の放送区域として想定されているエリア外で、基幹放送を受信している世帯が存在している可能性がある。そうした世帯の存在を地上基幹放送事業者が把握するのは困難であり、放送事業者に把握するよう求めれば、過度な負担となり、ブロードバンド代替等を選択する際の大きな障壁になる可能性がある。影響の把握についても、総務省や自治体の協力を強くお願いしたい。 【読売テレビ放送株式会社】		無
4 9	「中継局を廃止する地上基幹放送事業者は、中継局を廃止		無

	した場合の影響を把握するよう努める必要がある」としていますが、総務省も地上基幹放送事業者と連携して影響について把握したうえで、中継局の廃止と視聴の継続を推進するため対応していただくことが重要です。 【株式会社TBSテレビ】	
5 0	中継局廃止に伴い基幹放送を受信することができなくなる地域に関して、地上基幹放送事業者が中継局廃止の影響把握に努めることとされ、受信者保護・視聴継続措置は地上基幹放送事業者の努力義務とされております。 これらの作業は、地デジへの移行時よりもさらに大きな作業量となることが予想されます。総務省が全体を把握した上で、総務省と地上基幹放送事業者が連携して住民説明や相談などの作業を行うことが望ましいと考えます。 【株式会社テレビ北海道】	無
5 1	各中継局の放送区域と基幹放送を受信できなくなる地域は必ずしも一致しないことから、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて、中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある旨を解説していますが、総務省も連携して把握に努めることが必要です。 【北海道放送株式会社】	無
5 2	放送事業者が放送区域外でどこまで視聴されているかを把握することは大きな負担となり、実質的に困難です。仮に、放送区域外での「視聴に対する影響」を把握するよう努める場合には放送事業者だけでなく、総務省との連携も必要と考えます。 【株式会社フジテレビジョン】	無
5 3	ガイドライン案では「各中継局の放送区域と基幹放送を受	無

	信できなくなる地域は必ずしも一致しないこともあるので、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある」としています。しかしながら、当該中継局から離れた標高の高い地域など、思わぬ場所に視聴者がいることも考えられます。このような地域を把握していくためには、総務省や自治体との連携が不可欠です。 【東海テレビ放送株式会社】		
5 4	本案では、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある旨を解説しています。しかしこうした要件を満たすには膨大な労力と費用が必要と考えられるため、地上基幹放送事業者だけでなく、総務省も連携して把握に努めることが必要であると考えます。 【株式会社毎日放送】		無
5 5	各中継局の放送区域と基幹放送を受信することができなくなる地域は必ずしも一致しないこともあるので、「必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある」旨解説していますが、中継局を廃止した場合の影響を把握する際には、総務省も連携して取り組むことが必要だと考えます。 また、放送法第 92 条 1 項に規定されている通り、基幹放送事業者があまねく努力義務を負っているのは、放送対象地域内となりますので、放送区域外への影響の把握は困難です。そのため、放送区域外の視聴継続措置については、対象範囲として観念されないものと考えます。	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。 なお、本制度は、地上基幹放送事業者がこれまで負ってきたあまねく努力義務と同様、放送対象地域をその対象範囲とするものです。	無

	【株式会社テレビ朝日】		
56	放送対象地域外においても受信している可能性は考えられます。しかしながら、放送事業者としての責任範囲は放送対象地域とするべきであり、地域外については新たな制度設計にて救済するべきと考えます。 【株式会社高知放送】		無
57	【本項における「地域」は、放送対象地域を指すものではなく、「中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信できない地域」を意味しており、廃止される中継局ごとの放送区域を基に、個別に判断されることになります。＜中略＞放送事業者は、中継局の廃止による影響を把握するよう努める必要があります。】とされていますが、これは「あまねく受信の努力義務」の範囲を超えるものであり、中継局の廃止や代替的視聴手段への移行が、放送事業者の経営判断として選択しづらい状況を生じさせかねません。 したがって、視聴継続措置の実施にあたっては、放送区域内を対象とし、それ以外の地域については、これまでの地上テレビ放送のデジタル化に際して国が支援を行ってきたように、同様の対応が求められると考えます。 【札幌テレビ放送株式会社】	本制度は、地上基幹放送事業者がこれまで負ってきたあまねく努力義務と同様、放送対象地域をその対象範囲とするものです。また、地上基幹放送事業者が、やむを得ず中継局を廃止する場合には、適切に視聴継続措置を実施するために、放送対象地域内において中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要があるものです。	無
58	影響範囲を把握する必要性を十分認識しておりますが、放送区域外につきましては、視聴者の受信状況を把握しているNHKに主導的な役割を期待します。 【北海道テレビ放送株式会社】	改正法による改正後の放送法第20条第6項においては、NHKは、同条第1項第1号の業務を行うに当たり、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、民間の地上基幹放送事業者等が同法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない旨規定されているところです。	無
59	基幹放送の代替手段として、CATVやIPマルチキャスト方式が選択肢となる点について賛同いたします。なお、経	地上テレビジョン放送の代替的視聴手段については、基幹放送に準ずる品質・機能を備えていること、すでに多くの視聴者	無

	済合理性を目的に代替手段の放送サービスを提供していく観点から、これら代替手段は放送法上における有線一般放送であるべきと考えます。 また、有線一般放送による代替が合理的でない場合は、配信サービスを選択することも許容される点について、例えばＩＰユニキャスト方式が想定されますが、ＩＰユニキャストの提供に係る法律等の整備をしていただきたく考えます。 【株式会社アイキャスト】	に受容されていることを踏まえれば、まずはケーブルテレビやＩＰマルチキャスト方式の有線一般放送による代替が選択肢になると考えられますが、ケーブルテレビ等が十分普及していない地域など有線一般放送によることが合理的でない場合には、配信サービスを選択することも許容されるものとして、本ガイドラインにおいて整理しています。	
⑤「当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずる」			
6 0	中継局の維持が困難になる中、代替的視聴手段の提供は重要な施策であるが、放送事業者のみで地域住民への対応を行うことは、大きな負担となります。 地域住民への説明や相談体制に対し、人的支援や助成など様々な面で総務省や自治体に協力いただくことを、強く要望します。 【株式会社テレビ朝日】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
6 1	説明会等での事前周知、問い合わせ対応等、地域住民の合意形成を得るためには、相談窓口の設置等、自治体や国（総務省）の支援も必要です。 【北海道テレビ放送株式会社】		無
⑥「努めるものとする」			
6 2	地上基幹放送事業者があまねく努力義務を負っているのは放送対象地域内の受信者保護であり、放送対象地域外の受信者保護の義務を負うことは、過剰な負担増になると考えます。 【北海道テレビ放送株式会社】	本制度は、地上基幹放送事業者がこれまで負ってきたあまねく努力義務と同様、放送対象地域をその対象範囲とするものです。	無
(３) 視聴継続措置の内容			
6 3	中継局の廃止・代替的視聴手段への移行に係る住民説明や	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合	無

	相談受付体制の構築にあたっては、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者のみならず、総務省・各地域の総合通信局により連携・協力していただくことが必要だと考えます。 【株式会社テレビ朝日】	に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	
6 4	人口減少社会に突入する中、条件不利地域にも地上波テレビ局のコンテンツを届ける重要性を認識している。ブロードバンド代替等の対象となる地域に対しての事前周知・説明、相談窓口の設置について、総務省や地方自治体の積極的な協力をお願いしたい。 総務省の「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」で発表された住民アンケートの結果、「切り替えの案内の在り方」として「案内について誰からのものだとより安心できると感じますか？」との設問に対し「市役所など行政機関」「町会長・自治会長・組合長」との回答が半数以上を占めていた。 行政機関などが説明に加わることで、住民が安心して説明が聞ける環境作りに役立つことが明らかになっているからだ。 【読売テレビ放送株式会社】		無
6 5	「住民説明や相談体制」についても、総務省及び関係省庁や自治体等の公的機関との連携をお願いするものです。 【株式会社鹿児島読売テレビ】		無
(4) 代替的視聴手段の内容			
6 6	ＢＢ代替作業チームの第３次取りまとめでは、ネット経由での番組視聴に対する受容性評価において、２割の人が「受け入れられない」と回答しています。受け入れられない人が一定数存在する中で、全ての視聴者が受容可能とする環境を	地上デジタルテレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合におけるその品質・機能の水準については、本ガイドラインにおいて「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の検討結果を踏まえ、放送に準じて	無

	構築することは放送事業者にとって負担が大きく、義務化すべきではありません。また、地域住民への説明には、総務省が積極的に協力することを強く要望します。 【株式会社フジテレビジョン】	視聴者が受容可能なものであることを要件としています。代替的視聴手段については、当該要件を踏まえつつ、放送事業者において、必要に応じて検討を進めるべきものとなります。 なお、本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	
67	ＩＰユニキャスト方式を含めて「代替的視聴手段」の選択肢に加えることに賛同します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
68	代替的視聴手段の内容の例として、有線一般放送による再放送や「ＩＰユニキャスト方式」が挙げられていますが、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第３次）」の「別添４ 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ」14 ページに、「将来、衛星放送が地上放送の代替の現実的な選択肢になるかどうかを見極めるために、各課題について引き続き検討が必要と考えられる。」とあり、2024 年度には実証実験が行われたところです。 昨年の実証実験において、地上波を受信して衛星放送にて再放送することは技術的に可能と判明しました。離島などではケーブルテレビやブロードバンド回線の敷設が困難な地域もあり、衛星（限定受信方式活用）による伝送も代替的手段に加えるべきと考えます。 なお、現時点において衛星による代替が現実的な選択肢として適当でないとされるのであれば、衛星が「地上放送の代	衛星放送を地上波放送の代替手段の一つとすることについては、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 衛星放送ワーキンググループ」において検討が進められ、御指摘のとおり同検討会の３次取りまとめとして各種課題について整理されたところです。衛星放送を地上波放送の代替の手段の一つとすることが適当であるか否かは、地上基幹放送事業者による視聴継続措置の実施状況等を踏まえながら、今後、適時に検討されていくべきものと考えます。	無

	替の現実的な選択肢」となるために必要な検討を急ぎ行って頂くことを要望いたします。 【スカパーＪＳＡＴ株式会社】		
69	中継局廃止に伴い、代替的視聴手段として候補にあがるものは、大きなコストがかかることが想定されます。国が進める地方創生などを意図した通信網の整備が前もってなされれば、それを活用して代替的視聴手段の整備ができるため、関係がある事業は連携して進めるべきと考えます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社ＣＢＣテレビ】	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無
(5) 望ましい視聴継続措置の実施方法について ②地方自治体、住民代表者等との合意形成			
70	中継局廃止により、影響を受ける地域の住民に受け入れて頂けるように放送事業者が努めることは重要であると考えます。しかしながら、協議の対象を住民にまで拡大することは適当でないと考えます。地デジ化の経験を踏まえると、当該自治体が住民を代表して、放送事業者と協議・調整を図ることが現実的と考えます。 【株式会社高知放送】	本ガイドラインでは、住民理解を得るに当たり、放送事業者が、特に地方自治体や自治会等の住民代表に対し、事前に説明を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施について、あらかじめ合意を得ることが適当であるとしています。	無
71	ラジオ中継局の廃止に際して聴取者の理解を得る場合、テレビ中継局の廃止とは異なる状況が想定されます。地方公共団体、住民代表等への説明については、ラジオ局の事情や意見を十分に考慮し、総務省にも協力いただけるよう要望いたします。 【株式会社文化放送】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。	無
72	視聴継続措置を確実に実施するためには、対象地域の住民の方々のご理解、ご協力が欠かせません。地上デジタル放送への移行時においては、地上テレビ放送事業者は過去に経験のない住民対応に取り組み、解決が困難と思われる様々な課題に直面しましたが、総務省の支援を得たことにより、最終的には移行を問題なく進めることができました。 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討	その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無

	会」の下で開いた「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の「３次取りまとめ」は、令和５年度実証事業において実施したＩＰユニキャスト方式についての受容性評価では、「約６割の被験者が『受け入れられる』と回答」したとする一方、「受け入れられない」は２０％、「どちらとも言えない」は２１％だったとしています。この結果から、ブロードバンド（ＢＢ）代替を円滑に進めていくためには、住民の方々のご理解を得ることが最も重要な作業の一つであり、地デジ移行時を上回るような、相当の労力と時間を要するものと想定されます。 今回、視聴継続措置を実施するに当たっては、想定される地方自治体及び住民代表者の方々等への説明、住民の方々への事前の周知・説明、説明会の開催、戸別訪問、事前・事後の相談窓口の設置・対応等、住民対応実施の全般において、より一層の住民の方々のご理解を得るとともに、詐欺行為を防ぐことを目指して、総務省の強力な関与と支援を要望します。 具体的には、住民対応全般にかかる費用への助成に加え、①地域住民の方々への発出文書の連名化 ②説明会の設定支援・立ち合い ③戸別訪問時の支援 ④相談窓口の運営の支援・助言―等をはじめ、必要となる対応について、人的な援助を含め、積極的な支援をお願いします。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】	
７３	本案では、中継局を廃止し、代替的視聴手段に移行するに当たり、地方自治体や、自治会等の住民代表に対しては、事前に説明を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施について、あらかじめ合意を得ることが適当である、としています。しかし事前説明や合意形成の対象は自治会等の住民代表です。影響の把握と同様には膨大な労力が必要と考えられ、総務省や地方自治体など行政はそうしたプロセスに積極的に協力するべきであると考えます。 【株式会社毎日放送】	無
７４	中継局を廃止し、代替的視聴手段に移行するに当たり、地	無

	方自治体や自治会等の住民代表から十分な理解を得るためには、放送事業者からの説明だけではなく、行政による支援も不可欠であると考えます。 【関西テレビ放送株式会社】		
75	ＩＰユニキャストで代替する場合について「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第３次）」では、「地域住民の理解を得るうえで必要なプロセスについて、代替が経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には基幹放送を行う者が主体となって取り組むべきものであるが、その重要性に加え、伝送手段の多様化を含めて放送の姿が変わり得るものであることについて国民的な理解を深めていく必要も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」と指摘されています。 その趣旨も踏まえて、地元住民（視聴者）の理解を得るための事前周知・説明、相談窓口設置について、総務省や地元自治体等の公的機関による前向きな協力を要望します。公的機関が説明等の場に加わることで、住民側の安心感が高まります。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】		無
76	地方自治体や住民代表への事前説明が行われることは重要であると理解できますが、単独で窓口を設置するのではなく、同じエリアで放送する事業者が一体となって対応することにより視聴者の利便性がよくなると考えます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社ＣＢＣテレビ】	御指摘のような地域の放送事業者が一体となって視聴継続措置に取り組むことを想定し、本案の放送法施行規則第 86 条の 3 第 6 項等を規定しているところです。	無
④代替的視聴手段の確保、提供			
77	別紙 3、ガイドライン（案）の 7 頁、「④代替的視聴手段の確保、提供」の後半部分では「すでに多くの視聴者に受容されていることを踏まえれば～配信サービスを選択することも許容されるものと考えられる」とあり、地上ラジオ放送にも同様な考え方が適用されるものとすれば、大いに賛同いたします。 【株式会社ＣＢＣラジオ】	本ガイドラインにおける御指摘の記述は、「④代替的視聴手段の確保、提供」の冒頭に記載のとおり、地上テレビジョン放送についての例示による記載となっています。	無

7 8	「受信状況等の調査を行った上で」との記載がありますが、その調査には人的リソースが必要であり、時間と費用がかかります。放送局がそれぞれ行うのではなく、同じエリアで放送する事業者が情報共有できるよう、総務省が協力することを望みます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社ＣＢＣテレビ】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
7 9	テレビの視聴選択は受信者にあると考えます。この文面は、代替的視聴手段を選択・確保し、視聴者に提供することと記載しています。これは視聴選択権をもつ受信者に押し付けるともとらえることができます。文面は、「代替的視聴手段」の情報を視聴者に提供する。が妥当かと考えます。 【西日本放送株式会社】	改正法によって設けられた新たな責務を踏まえ、地上基幹放送事業者は、中継局を廃止する場合には、まずは、自らの責任において、視聴者の代替的視聴手段を確保、提供しよう努めることが求められるものです。その上で、本ガイドラインにおいて記載のとおり、衛星放送や多チャンネル放送などの追加的役務の利用について、視聴者の選択により代替的視聴手段として提供される役務ではないものを自らの判断において契約することが否定されるものではありません。	無
⑤費用負担			
8 0	ガイドライン案において、放送の中継局廃止に伴う代替的視聴手段の費用負担について、地上基幹放送事業者が視聴者に極力費用が発生しないよう努め、仮に費用が発生する場合には適切な説明を行う必要があると明記されたことに賛同いたします。 地上基幹放送事業者の判断による中継局廃止に伴う代替的視聴手段の提供の第一義的な受益者は地上基幹放送事業者であり、これまで無料で視聴が可能だった視聴者に新たな費用負担が発生しないことが望ましく、地上基幹放送事業者がその代替にかかる費用を負担することが適切であると考えます。 【ＪＣＯＭ株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
8 1	放送事業者の判断により中継局を廃止するのであり、受信者保護については理解します。	放送事業者の経営判断によってやむを得ず中継局が廃止さ	無

	しかしながら移行に関する費用を放送事業者が負担することは本制度の趣旨に反するのではないかと考えます。特に移行後の利用料金を負担することは、継続的に放送事業者の経営を圧迫することになり、適当でないと考えます。 【株式会社高知放送】	れた場合に、視聴者に基幹放送の放送番組を視聴するための新たな費用負担が発生することは適当ではないと考えるため、代替的視聴手段への移行費用等について、放送事業者はその費用負担を適切に行うことが適当であると考えます。	
8 2	この施策を利用する放送事業者は「経営的な問題」が発生しています。視聴者保護は十分理解しますが、放送事業者はその負担を強いることは、施策目的を達成できないことが予測されます。 放送事業者（特に民間）の費用負担は相応しくないと考えます。 【西日本放送株式会社】	その上で、代替的視聴手段の提供に係る費用負担の在り方については、中継局の維持・廃止含めて各地域の放送事業者において検討すべきものです。 なお、改正法による改正後の電波法では、特定周波数変更対策業務を拡充し、無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事等に要する費用への給付金の支給等を可能としたところであり、周波数割当計画等の変更など必要な条件も含めて検討してまいります。	無
8 3	放送の代替手段に係る費用として、初期費と月額利用料が考えられますが、放送事業者の費用負担については、月額利用料等のランニングコストは含まず、代替的視聴手段へ移行するためのイニシャルコストのみとすることを強く要望します。 【株式会社フジテレビジョン】		無
8 4	中継局廃止は中長期的に電波の有効利用に資することも踏まえ、代替的視聴手段の費用負担全般に対し、例えば電波利用料を充てるなど、政府・自治体のサポートをいただきたく要望します。 【日本テレビ放送網株式会社】	改正法による改正後の電波法では、特定周波数変更対策業務を拡充し、周波数を共同利用する場合を加えたほか、無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事等に要する費用への給付金の支給等を可能としたところであり、周波数割当計画等の変更など必要な条件も含めて検討してまいります。	無
8 5	放送事業者が中継局廃止に踏み切らざるを得ない状況に至った場合、国や地方自治体による公的な支援をもって「受信者の利益」を滞りなく確保することが可能になるケースが多いと考えられます。公的なフォローアップについて、ご留意いただきますよう要望します。 ブロードバンド代替に伴う費用等、電波利用料の活用を含めて検討していただきますよう要望します。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	なお、地方自治体の協力に関して、中継局を廃止しようとする放送事業者は地方自治体等に対しては事前に説明を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施についてあらかじめ合意を得ることが適当であると考えます。	無
8 6	ブロードバンド代替等を行う際の工事費用について、電波利用料の積極的な活用をお願いしたい。		無

	【読売テレビ放送株式会社】		
87	地上基幹放送事業者の判断によって中継局が廃止された場合には、代替的視聴手段への移行費用や移行後の追加的な利用料金は、原因者負担が前提とも読み取れます。 一方、『デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）』のP17記載、「3. 地上基幹放送をIPユニキャストで代替可能とする場合の要件」の「(2) 地域住民の理解を得る上で必要なプロセス」では、伝送手段の多様化を含めて放送の姿が変わり得るものであることについて国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい、とされています。 この内容を踏まえた費用負担の在り方について、ガイドラインに明示されることを要望します。 【北海道放送株式会社】	放送事業者の経営判断によってやむを得ず中継局が廃止された場合に、視聴者に基幹放送の放送番組を視聴するための新たな費用負担が発生することは適当ではないと考えるため、代替的視聴手段への移行費用等について、放送事業者はその費用負担を適切に行うことが適当であると考えます。 その上で、代替的視聴手段の提供に係る費用負担の在り方については、中継局の維持・廃止含めて各地域の放送事業者において検討すべきものです。	無
88	本項の記載内容からは、ランニングコストについても原因者負担が前提とされている趣旨が読み取れます。しかしながら、このような前提では、コスト面の制約により代替的手段への移行対象が限定され、結果として、これまで検討会で議論されてきた「放送の将来像に向かって進む」という方向性から後退する懸念があります。 また、『デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）』においては、「(2) 地域住民の理解を得る上で必要なプロセス」の項で、「その重要性に加え、伝送手段の多様化を含めて放送の姿が変わり得るものであることについて国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」とされています。 これらを踏まえた費用負担の在り方について、ガイドラインで示されることを要望します。 【札幌テレビ放送株式会社】		無
89	視聴者に新たな費用負担が発生しないよう配慮する必要はありますが、そのコストは放送事業者にとって大きな負担に		無

	なる可能性があります。まずは、国が通信網の整備計画を明らかにし、その上で放送事業者がどのような代替的視聴手段を選択するか検討すべきと考えます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社ＣＢＣテレビ】		
⑥継続的かつ安定的なサービスの提供			
90	ガイドライン案の「継続的かつ安定的なサービス提供」において、放送の中継局代替のための代替的視聴手段の提供に関する最終的な責任が地上基幹放送事業者にあることが示された点に賛同いたします。 地上基幹放送のあまねく努力義務を実質的に維持・確保するためには、代替的視聴手段の提供は役務提供事業者ではなく、地上基幹放送事業者によって責任をもって提供されることが望ましいと考えます。 【ＪＣＯＭ株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
91	役務提供において、移行時点において事業継続が厳しいような事業者を選定すべきではないことには賛同します。一方、将来に渡って役務が確保できるよう担保することは、円滑な移行を妨げる恐れがあり、適当でないと考えます。 【株式会社高知放送】	本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、継続的かつ安定的な代替的視聴手段の提供のために、本ガイドラインも参考に、適切に代替的視聴手段を管理するよう努めていただくことが望ましいものです。	無
92	放送事業者が役務提供事業者と協定の締結等を交わし、代替提供手段を確保する義務は現実的ではないと考えます。 【西日本放送株式会社】	継続的かつ安定的な代替的視聴手段の提供のために、本ガイドラインも参考に適切に代替的視聴手段を管理するよう努めていただくことが望ましいものです。	無
⑦視聴者への十分な説明及び代替的視聴手段への移行			
93	「地上基幹放送事業者においては、十分な移行期間を確保し、視聴者に対して十分な説明を尽くす」ことについては重要であると考えますが、地域住民への対応については、放送事業者だけでなく、総務省や自治体に協力をいただくことを強く要望します。 【株式会社テレビ朝日】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
94	「中継局を廃止する際には、その影響を受ける視聴者が代替的視聴手段への移行を完了又は当該中継局の廃止について		無

	十分理解」していただくために、放送事業者が適切な説明に努めるとともに、総務省による積極的な支援を期待します。 【株式会社フジテレビジョン】		
(6) 法第92条第2項とNHKの協力義務			
95	改正放送法第92条第2項は、日本放送協会（NHK）の協力義務について規定していますが、難視聴解消措置においてNHKに協力を行う事に同意します。 【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】	改正法による改正後の放送法第20条第6項においては、NHKは、同条第1項第1号の業務を行うに当たり、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、民間の地上基幹放送事業者等が同法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければならない旨規定されているところです。	無
(7) 地上テレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合について			
96	「小規模中継局等による放送の代替手段」としてのIPユニキャストについて、「公共性の高い基幹放送の代替として提供するもの」とした上で「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しない」「基幹放送の代替として提供する配信サービスであり、営利を目的として行われるものではない」と留意すべきとした点について、放送事業者が中継局共同利用事業において検討を進める方向性と認識を同じくする記載であり、賛同します。 【株式会社フジテレビジョン】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
97	放送法施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信について、「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものと認められ、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と明確に規定したことはきわめて重要です。 その要件のひとつとして「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）」としていますが、初期費用と	本ガイドライン第2章（7）の当該記述は、地上基幹放送事業者が代替的視聴手段として配信サービスを選択する場合に、基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものとして、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段と判断できる条件を整理したものです。 その上で、地上基幹放送事業者が、それまで提供してきた中継局による基幹放送の代替として視聴者に提供するサービス	無

	月額利用料のうち、後者は一律に追加的な費用とみなすべきではありません。 地域限定同時配信の趣旨を放送番組の権利者や地域住民に理解いただくにあたり、総務省の役割はきわめて重要です。▽放送事業者と権利者との間で解釈のずれがあり、民間での処理が困難となるような場合には、関係省庁が連携して適切に仲介し解決に尽力すること、▽地域住民への説明には、総務省が積極的に協力すること——を強く要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	であることから、地上基幹放送事業者に対して、そのサービスを提供するに際して、受信者に対し追加的な費用を転嫁しないこと、営利を目的としないことを求めています。 また、小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理のうち、著作権法上の解釈については、総務省と文化庁との間で整理され、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」内で提示されており、本ガイドラインにおいても同整理を引用しています。 なお、本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	
9 8	本案では、地上基幹放送事業者が提供する代替的視聴手段についての要件が示されています。放送が公共性の高い社会インフラであることを鑑みれば、やむを得ずそうした代替的視聴手段を活用する場合において、放送事業者と権利者との間で解釈のずれがあり民間だけの解決が困難な場合には、関係省庁が連携して解決に尽力することを強く希望します。 併せて「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）」とされていますが、地上放送の再放送をCATVでしか視聴できない集合住宅等の住民が月額利用料を負担していることに照らせば、受益者負担の公平性の観点から、初期費用と月額利用料のうち、後者は一律に追加的な費用とみなすべきではありません。制度の趣旨として指摘されているとおり、民間放送事業者の経済的負担が増加することがないことを強く希望します。 【株式会社毎日放送】		無
9 9	放送法施行規則別表第 21 号の 5 に規定する地域限定同時配信について「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものとして、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的		無

	に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と、基幹放送の代替であることを明確に規定されたことは重要です。 地域限定同時配信が基幹放送の代替であることの趣旨を、放送番組の権利者や代替地域の住民・視聴者に理解いただくにあたり、総務省や関係省庁の役割は重要です。 「受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと」としてありますが、長期的な視点として、最低限の設備維持費が発生する可能性は残され则认为します。 【株式会社テレビ朝日】	
100	地上テレビ放送を配信サービスによって代替する場合について、「地域限定同時配信」として「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するもの」と明確に規定したことは、重要な意義があります。 代替手段となる配信サービス事業の趣旨について、放送番組の権利者や地域住民に理解していただくことが重要です。 「地域限定同時配信」の趣旨について、権利者及び地域住民の理解を得るために、総務省と関係省庁が連携して積極的に関与していただくよう強く要望します。 地域住民への説明については、各地域の総合通信局も含めて総務省が積極的に関与することを、強く要望します。 【株式会社TBSテレビ】	無
101	地域限定同時配信の趣旨について、「地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断」する場合には、放送番組の権利者や地域住民への説明、事前の合意形成を進めるうえで、総務省ならびに各地域総合通信局の果たす役割は極めて重要です。官民が連携して取り組むことを強く期待します。また、	無

	放送事業者と権利者との間で解釈の不一致が生じた場合や、その他の問題が発生した際には、関係省庁が連携して適切に対応していただくことを望みます。特に地域住民への説明に際しては、総務省ならびに各地域総合通信局の積極的な協力を強く要望いたします。 【朝日放送テレビ株式会社】	
102	放送法施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信について、「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものと認められ、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と明確に規定したことはきわめて重要です。 「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）」について、地域住民への説明には、総務省が積極的に協力することを要望します。 地域限定同時配信の趣旨について、放送事業者と権利者との間で解釈のずれが生じた場合は、総務省と関係省庁が連携して解決に尽力することを強く要望します。 【北海道放送株式会社】	無
103	「地域限定同時配信」について「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するもの」「受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と規定したことは、地上波テレビ局の経営の選択肢を増やす観点から極めて重要だ。 その上で、受信者保護の観点からIPユニキャストで「フタかぶせ」などが発生せず、地上波テレビと同一の内容を再送信できるよう、他省庁・権利者団体とのコンセンサス形成に向けた総務省の強いリーダーシップの発揮をお願いしたい。	無

	【読売テレビ放送株式会社】	
104	小規模中継局の維持・更新が困難な状態にある放送事業者が、配信サービスによる代替的視聴手段に移行するような場合には、移行後の利用料金を放送事業者が永続的に負担することは現実的に困難です。視聴者に費用負担が発生するような場合においては、十分な説明を行うことにより理解を求めることが適当と考えます。 【関西テレビ放送株式会社】	無
105	これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）としていますが、中継局をやむを得ず廃止する状況のもとでは、民間放送事業者が一方的に受信者側の費用を負担することは困難ですので、配慮を求めます。 【山口放送株式会社】	無
106	放送法施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信を中継局による基幹放送の代替とするにあたり、その留意点として「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）」となっています。地域限定同時配信のサービスを受けるには初期費用と月額利用料がかかると想定されますが、電波視聴していた受信者は、自らアンテナなどの受信環境を維持・管理していたことに鑑みると、継続的に一定程度の費用負担をすることは、やむを得ないと考えます。 地域限定同時配信の趣旨について、放送番組の権利者や地域住民の理解を得るには、総務省の役割はきわめて重要です。放送事業者と権利者との間で解釈のずれがある場合など、関係省庁とも連携して適切に仲介し、解決に導くことを強く要望します。また、地域住民への説明においては、総務	無

	省も積極的に関与して体制を構築し、自治体とも連携したうえで対応する必要があると考えます。 【東海テレビ放送株式会社】		
107	著作権法上では、IPマルチキャスト方式、IPユニキャスト方式ともに「地域限定特定入力型自動公衆送信」に該当しますが、本ガイドラインにおける放送法上では、IPマルチキャスト方式は「有線一般放送」に、IPユニキャスト方式は「地域限定同時配信」に該当します。IPユニキャスト方式は、放送の代替的視聴手段であると判断されたわけですので、放送法上の「有線一般放送」に整理されていくことを希望します。 【株式会社テレビ朝日】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
108	放送事業者がサステナブルな「放送ネットワーク」を維持していくためには、小規模中継局及びミニサテライト局の通信代替（BB代替等）は有効な手段だと考えます。 放送インフラの更新は、放送事業者にとって喫緊の課題であり、ローカル放送事業者にとっては重要な経営課題です。 J-BN、放送事業者により「IPユニキャスト代替」の検討が進められている中で、実現に向けた国及び関係自治体による支援をお願いしたいと考えます。 特に鹿児島～奄美大島ルート of 強靱化を図る中で、鹿児島県十島村にある中之島局エリアをモデルケースと位置づけ、先行事例として早期の実施を検討していただきたいと要望します。 【鹿児島テレビ放送株式会社】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。 後段については、今後の参考として承ります。	無
109	放送事業者が持続的に事業を継続していく上で、小規模中継局の通信代替は有効な手段だと考えます。特に、ケーブルテレビやIPマルチキャスト事業者が存在しない地域におい		無

	ては、ＩＰユニキャスト代替が不可欠です。 放送インフラの更新は喫緊の課題であり、通信代替の早期実現が望まれます。株式会社日本ブロードキャストネットワーク（Ｊ－ＢＮ）および放送事業者によるＩＰユニキャスト代替の検討が進められていると承知しており、実現に向けた行政による支援をお願いいたします。 また、ＩＰユニキャスト代替の早期実現を可能にするため、視聴実態の把握が容易な地域（鹿児島県 中之島局）等をモデルケースとした先行事例の実施を検討していただきたいと考えております。 【株式会社南日本放送】		
110	これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと、との点について賛同いたします。 なお、営利を目的として行われるものではないこと、との点については、経済合理性のある代替手段の放送サービスを提供していくためには、民間の放送サービスを採用することも十分考えられます。当該民間の放送サービスにおいて非営利を求めることは、放送サービスの提供者の参画を阻害することにつながるため、受信者に対して追加的な費用を転嫁しないことを条件に、経済合理性がある場合は、営利の民間放送サービスを利用することも許容すべきと考えます。 また、上記の営利利用が許容される場合は、すでに放送局様にて著作権料を支払っていると考えられることから、代替手段の放送サービスの提供にあたり、追加で著作権料を支払う必要はないと考えます。これにより、さらに経済合理性のある代替手段の放送サービスの提供が実現可能と考えます。 なお、ガイドライン案の第２章（７）における「配信サービス」についてはＩＰユニキャストを指すものか、代替サー	本ガイドライン第２章（７）の当該記述は、地上基幹放送事業者が代替的視聴手段として配信サービスを選択する場合に、基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものとして、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段と判断できる条件を整理したものです。 その上で、地上基幹放送事業者が、それまで提供してきた中継局による基幹放送の代替として視聴者に提供するサービスであることから、地上基幹放送事業者に対して、そのサービスを提供するに際して、受信者に対し追加的な費用を転嫁しないこと、営利を目的としないことを求めているものです。 なお、本ガイドラインにおける「配信サービス」は、ＩＰユニキャスト方式によるものを念頭に置いているところ、本ガイドライン第２章（７）は、地上テレビジョン放送の代替的視聴手段の１つとして考えられる配信サービスは放送法施行規則別表第２１号の５の「地域限定同時配信」とした上で、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第３４条第１項の「地域限定特定	無

	ビス全般を指すものか整理いただく必要があると考えます。 【株式会社アイキャスト】	入力型自動公衆送信」の関係性についても言及したものとなります。	
1 1 1	受信者保護の観点で、いわゆる「フタかぶせ」が発生しないよう、引き続き注力していただきますようお願いいたします。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】	小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理のうち、著作権法上の解釈については、総務省と文化庁との間で整理され、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」内で提示されており、本ガイドラインにおいても同整理を引用しています。	無
(8) 地上ラジオ放送について ①中波放送			
1 1 2	「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行った場合は、視聴継続措置の実施についての公表を継続すべき期間（1年間）の短縮を可能としたことは妥当です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	本案に対する賛成の御意見として承ります。	無
1 1 3	「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行った場合は、「合理的な理由」があるものとして、視聴継続措置の実施についての公表を継続すべき期間の短縮を可能としたことは適切であると考えます。 【株式会社文化放送】		無
1 1 4	「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行った場合は、視聴継続措置の実施についての公表を継続すべき期間（1年間）の短縮を可能としたことは妥当です。 【株式会社TBSラジオ】		無
1 1 5	「AM局の運用休止に関する特例」に基づく検証結果をもって、視聴継続措置に該当し得るとする考え方は、現状の取り組みに準ずるもので賛同いたします。加えて、追加的な負担や重複措置を放送局に求めないことを要望いたします。 【株式会社ニッポン放送】		無
1 1 6	AM放送事業者の経営状況は厳しい状況にあることから、	今後、FM転換を可能とする制度整備の検討を進めていく上	無

	特例措置に拘ることなく、FM転換・AM廃止について柔軟な制度設計をお願いします。特に弊社においてはAM送信設備について、メーカーによる保守対応が厳しく、次回の再免許以降、安定信頼性を担保できる状況にありません。 【株式会社高知放送】	での参考として承ります。	
1 1 7	「AM局の運用休止に関する特例」の取組が廃局の重要な措置であるならば、特例制度を継続的に設けていただくようお願いします。収支は非常に厳しい状況であることから、速やかにFM転換のスキームを整理いただき、AM廃局の取組のさらなる簡素化や迅速化もお願いしたいところです。 【西日本放送株式会社】		無
1 1 8	「AM局の運用休止に係る特例措置」により休止している中継局については、2回目のAM局の運用休止に係る再度の特例措置終了後直ちに廃局が可能となるような制度整備を要望します。また、聴取者の混乱を避けるためにも廃局までの間は引き続きAM局の運用の休止が可能となることも併せて要望します。 弊社は1回目の「AM局の運用休止に係る特例措置」に基づきAM親局の運用を休止し、山口県及び県内全自治体（19市町）そして、聴取者のご理解を頂きながら検証を行っています。よって、AM親局についても同様に廃止を可能とする法令等の整備を早急に行うよう要望します。さらに聴取者の混乱を避けるためにもAM親局の廃止までの間、引き続き運用休止を要望します。 【山口放送株式会社】		無
② その他ラジオ放送の取扱い等			
1 1 9	▽FM放送及び短波放送の中継局を廃止する場合には本制度の適用を受ける、▽radio等のラジオ番組のインタ	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	ーネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについては、(中略) FM転換を可能とする制度整備の際に措置する——との記載はたいへん重要です。 ラジオ放送の視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の過度の負担とならないよう、地域ごとの事情や経営体力に配慮した形で、あらためてガイドラインの整備を行う必要があります。 総務省はラジオ各社の意見や個別の事情を丁寧に汲み上げたうえで、できるだけ早期にラジオ放送の取扱いを具体化するよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】		
120	ラジオ番組のインターネット配信について早期に代替手段として認めて頂きたい。 【株式会社高知放送】		無
121	中継局の廃止・縮小を検討する中で、FM転換は視聴継続措置の重要な選択肢となります。地域の情報受信環境の維持・向上の観点から、周波数割当・免許手続・技術基準の見直し等、FM転換を可能とする制度整備を早急に進めることを強く求めます。 【株式会社ニッポン放送】		無
122	別紙3、ガイドライン(案)の11頁、「(8)地上ラジオ放送について」の文末、「なお、radiko等のラジオ番組のインターネット配信が～代替手段となり得るかについては～必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置する～」との記載は大変重要なものであり、AMラジオ事業者の存続が左右される内容でもあります。音声コンテンツを聴取者へ届けるためのインフラが、時代によって変化しているこ		無

	とを踏まえ、ラジオ事業者の経営に資するよう、可及的速やかにラジオ放送の取扱いを具体化していただくよう要望いたします。 【株式会社ＣＢＣラジオ】	
123	『なお、radiko等のラジオ番組の（中略）FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする。』との記載部分、ラジオ局の経営状況を考慮するとradiko等のIPユニキャスト配信は経営への負担が比較的少なく、かつ現時点において広く普及し、認知が進んでいることを鑑み、検証結果等を踏まえた上でということですが、是非ともラジオ中継局を廃止する際の代替的聴取手段に追加するよう要望します。 またラジオ局毎により事情も異なりますので、各社の地域性、実情を十分に踏まえた上で、ラジオに関するガイドラインの早期整備を要望いたします。 【株式会社文化放送】	無
124	本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段として、radikoが取り上げられたことは歓迎します。 実際にその手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に関する特例措置」の結果等を十分に踏まえていただき、民間ラジオ事業者の更なる経営基盤強化の選択肢を増やすために、柔軟かつ早急な制度整備を強く要望します。 【株式会社radiko】	無
125	「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が視聴継続措置として代替的視聴手段となり得るか」の検討の対象が「FM転換を可能とする制度整備」の措置に限定されているよう読み取れます。	無

	F M 転換に伴う中波放送、その他のラジオの中継局の廃止によるもの、何れも「基幹放送を受信できなくなる地域」に向けた視聴継続措置の選択肢は同等であるべきと考えます。 つきましては F M 放送及び短波放送における中継局の廃止に対する視聴継続措置として F M 転換と同列の扱いで r a d i k o 等のラジオ番組のインターネット配信の検討がされることを希望いたします。 【長野エフエム放送株式会社】		
1 2 6	▽ F M 放送及び短波放送の中継局を廃止する場合には本制度の適用を受ける、 ▽ r a d i k o 等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについては、(中略) F M 転換を可能とする制度整備の際に措置する——との記載は重要です。 民放連は「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第 29 回会合(2024 年 8 月 19 日開催)において、「ラジオ中継局の I P ユニキャスト(r a d i k o を含む)による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、r a d i k o の普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」と要望しました。 A M 中継局の廃止に係る聴取継続措置について、ラジオ放送関連ではケーブルテレビ再放送・F M 補完放送のみとなっており、経営の選択肢が限られています。総務省において検討を進め、ラジオ中継局を廃止する際の代替的聴取手段とし		無

	て、音声コンテンツを聴取者へ届けるためのインフラが、時代によって変化していることを踏まえ、radikoによる聴取を追加するよう要望します。 ラジオ放送の聴取継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の過度の負担とならないよう、地域ごとの事情や経営体力に配慮した形で、あらためてガイドラインの整備を行うことが必要です。 総務省はラジオ各社の意見や個別の事情を丁寧に汲み上げたうえで、できるだけ早期にラジオ放送の取扱いを具体化するよう要望します。また、FM転換後の聴取補完としてradikoによる聴取を追加するよう要望します。 【株式会社TBSラジオ】	
127	ラジオの聴取方法は多様化しています。有識者の皆様からも、ネット経由のラジオ視聴は年々利用率が上がっているとの報告が聞こえてきています。ポータブルラジオは購入しなければなりません、ラジコは「無料アプリ」でハードを所有できることを考えると、普及も含め、代替的視聴手段になりえていると考えます。 【西日本放送株式会社】	無
128	ラジオ中継局の代替的手段としてradiko等のIPユニキャスト配信について「FM転換を可能とする制度整備の際に措置する」という記載は、極めて重要です。インターネットによる音声コンテンツの聴取が拡大している時代の変化を反映させて、「AM局の運用休止に関する特例」を適用される場合に限らず、FM転換を通じてラジオ中継局を廃止する場合の代替的手段としてradiko等のIPユニキャスト	無

	配信を明確に規定するよう強く要望します。 ラジオ放送の視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ事業者の過度な負担にならないよう、地域の事情や各事業者の経営状況に配慮して運用することが重要です。 【株式会社TBSテレビ】		
129	「radiko等のインターネット配信が本制度のラジオ番組の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについて、(中略)FM転換を可能とする制度整備の際に措置する」ということについて、radikoを候補に挙げていただいたことに歓迎するとともに、ラジオ事業者としましては、radikoを正式な「代替的視聴手段」として早期に位置づけて頂くよう強く要望いたします。 【朝日放送ラジオ株式会社】		無
130	ラジオ放送の視聴継続措置として、今後FM転換を可能とする制度整備において認められる視聴継続措置(radiko等のインターネット配信を追加する等)は、既存のFMラジオ放送および短波放送等、FM転換に係るラジオ事業者以外においても、同等に認められるべきと考えます。 【株式会社エフエム東京】		無
131	radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについては、(中略)総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置する——との記載はたいへん重要です。一方、ラジオ放送の視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の過度の負担とならないよう、地域ごとの事情や経営体力に配慮した形で、あらためてガイドラインの整備を行うことが必要です。 FM転換の制度整備は、今後のAMの設備投資計画にも大		無

	きな影響があります。総務省は各ラジオ社の意見や個別の事情を丁寧に汲み上げたうえで、できるだけ早期にラジオ放送の取り扱いを具体化するよう要望します。 【北海道放送株式会社】	
132	r a d i k o等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るか検討を進めることに賛同します。その上で、r a d i k o等のインターネット配信を代替的視聴手段として認めていただけるよう要望します。 【株式会社MBSラジオ】	無
133	ラジオ放送の聴取継続措置の実施および公表については、地域ごとの事情や各社の経営体力に十分配慮した上で、あらためてガイドラインの整備を行うことを望みます。 総務省はラジオ各社の意見や個別の事情を十分に汲み上げた上で、できるだけ早期にラジオ放送の取扱いを具体化するよう、強く要望します。 【株式会社STVラジオ】	無
134	「r a d i k o等によるラジオ番組のインターネット配信が、本制度における視聴継続措置として代替的視聴手段となり得るか否かについては、第2回『AM局の運用休止に関する特例』における検証結果等を踏まえ、総務省において検討し、必要に応じてFM転換を可能とする制度整備の際に措置する」とされています。 しかしながら、この点は、AM局の設備投資計画に直接的かつ重大な影響を及ぼすものであり、放送の継続性を確保する観点からも、早期の制度整備が強く求められます。 【札幌テレビ放送株式会社】	無
135	AMのFM転換に関する制度整備に際して、総務省にて検	無

	討するとされている「ラジオ放送に対する代替措置の検討」においては、既存FM局の中継局に関しても本制度を適用するとされていることから、AM局のみならず、既存FM局からの意見聴取も実施されることを希望する。 また、検討においては、AM局と同様、既存FM局においても昨今のメディアを取り巻く環境の変化により、中継局の維持管理も経営上の大きな負担となっている現状にも配慮頂きたい。 r a d i k oがラジオ放送の中継局の代替的手段になり得るかについて、総務省でも検討されていることは大変重要である。我が国の民放ラジオ放送においては、既にr a d i k oによる配信サービスが長年実施されており、各ラジオ局の放送エリアのリスナーには十分に認知され、サービスが享受されていると理解している。 そういった現状も踏まえ、AM局のFM転換等に、r a d i k o等のIP配信が代替サービスとして認められ、また既存FM局の中継局における代替サービスに関しても同様の扱いとなることを希望する。 【株式会社J-WAVE】		
136	現在、各ラジオ社で2回目の特例検証が進められています。この検証結果に基づき、r a d i k oを代替手段とするための制度整備と適切な措置を速やかに実施していただくよう、お願いいたします。 【株式会社南日本放送】		無
137	本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段として、r a d i k oが取り上げられたことは大変重要であり、歓迎致します。		無

	実際にその手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に関する特例措置」の結果等を踏まえた上で、出来るだけ早期に柔軟な制度整備が行われる事を強く要望致します。 【株式会社FM802】		
第3章 視聴継続措置の実施内容の公表（法第110条の2第2項関係） （2）省令条文解説（施行規則第86条の3関係） ①「法第九十二条第二項の措置（以下この条において「視聴継続措置」という。）を講ずることとした日から遅滞なく」			
138	視聴者への代替的視聴措置などの1年前の公表について「視聴者の理解を得るために十分な期間を確保する」ためにも必要性は理解しますが、指定された公表内容には1年前の段階では不確定な要素を含みますので、その点についてご留意をお願いします。 また、公表内容の周知広報については、総務省・自治体の協力を要望します。 【株式会社テレビ朝日】	本案においては、御指摘のような状況も考慮し、廃止する中継局の情報及び廃止する予定の時期並びに視聴継続措置の実施に関する問合せ先については必須の公表事項としつつ、その他事項はその「見込み」による公表を可能とし、以後に見込みで公表した事項を変更して再度公表することとしたところです。 なお、本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無
⑬視聴継続措置の対象地域			
139	電波法第14条第3項第2号の規定により基幹放送の業務の放送免許に記載された放送区域に加え、その区域外に及ぶ広範な地域まで視聴継続措置の対象とはせず、あまねく努力義務を負っている放送区域、あるいは放送対象地域のいずれか狭い地域を対象とすることを要望します。 【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】	本制度は、地上基幹放送事業者がこれまで負ってきたあまねく努力義務と同様、放送対象地域をその対象範囲とするものです。また、地上基幹放送事業者が、やむを得ず中継局を廃止する場合には、適切に視聴継続措置を実施するために、放送対象地域内において中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要があるものです。	無

140	地上民放事業者に課されているのは「あまねく受信の努力義務」です。免許上の放送区域外での視聴継続措置まで求めれば、地上民放事業者に過度な負担を強いられることとなります。視聴継続措置の対象は、あくまでも放送区域に限っていただけるよう強く要望します。 【日本テレビ放送網株式会社】		無
⑭視聴継続措置の対象者			
141	放送番組の視聴のための措置の公表の中で、「四 聴取継続措置の対象者」とあります。この公表は、どのように取り扱うものでしょうか？個人的情報のように思えますが、補足をお願いしますでしょうか 【西日本放送株式会社】	公表内容には個人を特定する情報は当然含めずに公表することを想定しています。例えば、視聴継続措置の対象地域において、すでにケーブルテレビ等で放送を受信しており中継局の廃止によっても影響を受けない世帯の扱いはどうするのか、自然人であっても個人事業主の扱いはどうするのか、組合や法人の扱いはどうするのか等について放送事業者で整理した上で、視聴継続措置の対象者として公表することを想定しています。	無
142	各視聴者様の混乱防止や公平感確保の観点から、視聴継続措置の対象者となる条件について、明確としていただく必要があると考えます。 例えば、対象区域に居住している時期や期間、転居された方の考え方、対象者の確認方法等の定義や運用の整備について検討すべきと考えます。 【株式会社アイキャスト】	今回の放送法施行規則の改正及びガイドラインの策定は、地上基幹放送の中継局を廃止する際の受信者保護規律を整備し、望ましい取組の明確化を図るものとなります。御指摘のように、視聴継続措置の対象者等が不明確の場合は、視聴者の混乱が生じるおそれがあるため、今回、放送法施行規則第86の3第2項として視聴継続措置の実施に当たり公表すべき事項を定めたもので、廃止する中継局ごとに放送事業者で対象者等の情報について整理した上で、放送事業者がそれら事項を公表することにより明確になるものと考えます。	無
⑰「視聴継続措置の実施期間及び代替的視聴手段の利用に係る情報（申込期間その他申込みに必要な情報を含む。）」			
143	本ガイドライン案では、地上テレビジョン放送の代替的視聴手段の対象として、ケーブルテレビ等の多チャンネル放送は追加的役務となり、役務の保証範囲外となることが想定されてい	放送事業者の経営判断によって中継局が廃止された場合に、視聴者に基幹放送の放送番組を視聴するための新たな費用負担が発生することは適当ではないと考えるため、代替的	無

ます。そのため、地上基幹放送事業者は視聴者が適切にサービスを選択できるよう、「代替的視聴手段」として提供される役務と商用ケーブルテレビを切り分け、役務の保証範囲を明確にする必要があるとされています。 視聴者に不利益が生じない提供方法は視聴者保護の観点から望ましく、これに賛同いたします。また、例えば視聴者が保証範囲外の追加的役務を選択した後に「代替的視聴手段」を希望した場合、保証範囲の対象である「代替的視聴手段」の提供を受けられるのか等、想定される状況についてもあわせて説明がされることも重要と考えます。 ガイドライン案では、「地上基幹放送事業者は中継局を廃止する場合には、地上基幹放送事業者自らの責任においてその中継局を廃止する予定の時期の公表に併せて具体的な代替的手段に係る情報も公表する必要がある。」とされ、「代替的視聴手段の利用に係る情報」として、「サービスの保証期間」が示されました。 アナログ放送から地上デジタル放送への移行で多くの地域の電波障害は解消されましたが、一部の受信障害が残りました。そのため、ケーブルテレビ加入に伴う費用負担は、受信障害の起因者が責任を負い、受信障害が起こった世帯と起因者による応分の負担とされ、割安な金額でケーブルテレビによる再放送が提供されました。（「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方」（通達）総情域第 151 号（平成 18 年 11 月 27 日）） その際も代替サービスの保証期間が設定されており、期間満了後に長年代替サービスを利用してきた視聴者が、これまで無料または安価で利用出来ていたサービスが、保証期間満了に伴い終了すること、承継サービスに切り替わること等に不満を感じ	視聴手段への移行費用等について、放送事業者はその費用負担を適切に行うことが適当であると考えます。 その上で、代替的視聴手段の提供に係る費用負担の在り方については、中継局の維持・廃止含めて各地域の放送事業者において検討すべきものです。 御指摘の保証期間については、当該検討の中で決められるべき事項の一つと考えられ、本ガイドラインを参考に放送事業者において適切に対応することが望ましいものです。	
---	--	--

	じる例が発生しています。起因者は、契約に基づき費用負担を終了する為、対象視聴世帯への説明を含め、サービス提供事業者に負担が生じる事態が起こっています。 そのため、今回の放送の代替的視聴手段の「サービス保証期間」については、放送法に基づく地上基幹放送事業者のあまねく受信努力義務が続く限り、視聴者保護の観点から、地上基幹放送事業者が視聴手段の確保と費用負担を行うこと。また、保証期間後に予想される事態についても、あらかじめ対象視聴世帯に丁寧な説明をすることが適切であると考えます。 【ＪＣＯＭ株式会社】		
1 4 4	本案には、中継局廃止後のコールセンター開設の過去事例の記載がありますが、仮に BB 代替を実施する場合には同様のコールセンター対応が必要であると考えます。但しその場合、民間放送事業者側の人的リソース不足や経済的困難性を勘案し、住民説明同様に総務省や地方自治体など行政の協力や費用の補助を要望します。 【株式会社毎日放送】	本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものです。 その上で、総務省としては、放送事業者の取組に必要な支援を検討してまいります。	無